

第3 入校選考のポイント

1 訓練対象者像

職業訓練の対象となる精神障害者は、障害者の雇用の促進等に関する法律によって、症状が安定して就労が可能な状態にあり、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人か、または統合失調症、気分障害（うつ病、躁うつ病）、てんかんの3つの精神疾患のうちいずれかの診断を受けている人と規定されています。

＜訓練受講に必要な障害の確認内容＞

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているか
- ・手帳の交付を受けていなければ、主治医の意見書や診断書によって統合失調症、気分障害、てんかんのいずれかの診断を受けているか
- ・以上に加えて、症状が安定し就労が可能な状態にあるか

また、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となる精神障害は、療育手帳制度の対象となる知的障害を除く全ての精神疾患とされているため、頭部外傷や脳腫瘍を原因とするような高次脳機能障害、薬物やアルコールによる精神症状を伴う精神障害、広汎性発達障害や学習障害に代表される発達障害を含めた全ての精神障害が対象となっています。精神障害者であることを手帳で確認した場合には、その具体的な精神疾患の診断名について確認を行う必要があります。

さらに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から申請があった場合には、このように発達障害や高次脳機能障害の障害者から応募があることも想定されるため、能開施設にあっては対応について検討しておく必要があります。

なお、症状が安定し就労の可能な状態にあるかどうかの判断については、ハローワークにおける求職登録の段階で確認を行うことになっています。しかし、求職登録から長期間たっている場合もあることや職業訓練の受講という環境変化によるストレスの増加を招く可能性から、入校選考に際しては申請者の利用する支援機関や医療機関に現在の症状の安定性や就労の可能性について改めて確認することをお勧めします。

(1) 職業訓練の受講が適当な健康状態

イ 精神疾患

精神障害者の求職登録に際しては、働ける状態にまで回復していることを前提としており、その確認としてハローワークは、主治医の意見書の提出を求める他、必要に応じて直接主治医への確認を行うこととされています。主治医の意見書の記述内容を検討すると、短時間の軽作業への従事が可能と記載されるケースが過半数を占めており、残念ながら勤務内容や耐えられる具体的な心身の負荷の程度にまで言及されている記載を見つけることは少ないのが現状です。

これは医師の立場から具体的な職業に言及することの困難さと精神障害者の就労可能性を予測することの困難さを反映しているものと思われます。

このため入校選考に際しては、必要に応じて対象となる精神障害者の普段の生活状況についてよく知っている主治医や家族、普段利用している福祉施設の担当者といった身近な関係者に対して出来るだけ具体的な情報提供を求めることが必要です。

精神疾患の状態把握に関しては、以下の3点に注意して、情報収集を行うことが必要となります。

<精神疾患の状態の把握>

- ・ 現在の主な精神症状とその状態の確認
- ・ 発病から現在までの入院および症状の変化などの経過
- ・ 服薬する薬剤の副作用の状況の確認

特に、現在の主な精神症状とその状況については、直接的に就労の可能性や職業選択を左右する情報となるため確実な確認が必要です。出来るだけ具体的に症状を捉えて、その症状が日常生活や職業生活にどの程度影響を与えており、または与える可能性があるのかについて把握を行うことが重要です。例えば「午前中は体調が悪く朝起きられない」「ひどいめまいがある」「否定的な考えにとらわれてしまう」といった具体的な現在の症状の把握と、それが出現しやすい時間帯や時期（季節）、併せて回復に必要な時間や期間（数日から数週間）及び対処法について情報収集が必要になります。

また、発病から現在までの入院歴や治療歴を把握することは、現在の状態の理解と今後の経過の予測を行う際に重要な情報となることが多いため、必要に応じて情報を集めておく必要があります。

なお、精神障害者の印象として一般的に挙げられる「疲れやすさ」「動作の緩慢さ」「表情の平板化」「感情が高ぶりやすくなる」「便秘」「異常な発汗」といった点の多くは、服薬する薬剤の副作用であることも多いため、精神症状の把握に際しては、服薬する薬剤の副作用の症状と治療対象としている精神症状の特徴について十分な知識を基にする必要があります。

ロ その他の既往症

精神障害者が単身生活者である場合等、家族からの支援を受けにくい生活状況にある場合には食生活をはじめとした生活習慣全般の悪化を招きやすい傾向があります。

その結果、アルコールの過度の摂取や過食及び拒食といった生活習慣の乱れを原因として、肝機能障害、糖尿病、高血圧症といった様々なリスクを高めやすい可能性もあります。

精神障害者の入校に際しては、精神症状の状態に目が向きがちですが、このような一般的な健康診断で確認できる健康状態についての確認も忘れてはいけません。

ハ 生活リズムの確認

健康状態の確認にあたっては、生活のリズムにあたる起床時間や就寝時間、一日の主な活動内容の確認が必要です。

精神症状が安定しているといっても、例えば、在宅療養によって安定している状態である意味と、就労移行支援事業等の福祉サービスにおいて職業前訓練的なカリキュラムをこなしている状態で安定しているという意味とは大きく内容が異なります。一般的には在宅療養で安定している状態よりも福祉サービスのような一定程度の精神的、肉体的な負荷が発生していると思われる社会的リハビリテーションを受けている状態において安定している精神障害者の方が、より就労に向けた準備が整っているものと想定されます。

しかし、注意が必要なのは、在宅療養といっても床に伏せている状態が中心のケースと家事の担い手として主体的に炊事や洗濯などをこなしているケースとは大きく状況が異なりますし、就労移行支援事業を受けているといっても、ほとんど活動に参加していないケースから、就職活動を開始しているケースまで様々な場合がありますので、単に在宅だとか作業所に通っているというだけでなく、そこでどのような活動を具体的にしているのかについて確認することが非常に重要になります。

(2) 職業生活や日常生活の状況

イ 職業生活の状況

これまでの職業生活の状況の把握に際しては、疾病の発症時期やその治療に要した期間について十分に考慮する必要があります。特に10代半ばから20代前半にかけて発症することが多い統合失調症の人の場合は、本来青年期に育まれ獲得されるチームワーク（協調性）やコミュニケーション力、規範意識などの社会人として活躍する場合に必要な重要な素養の獲得機会に恵まれなかったと考えられるケースが数多く見られます。若年期に発症する精神障害については、その精神疾患による障害もさることながら、人間形成を行う大切な青年期の大部分を治療に費やすことによって引き起こされる二次障害ともいふべき状況が就職活動に大きく影響しているといえます。

一方で、気分障害等の20代半ばから後半にかけて発症する割合が高まる精神疾患の場合は、社会人経験を有しているケースが多いため、チームワークやコミュニケーション力、組織のマネジメントに加えて普段ビジネスマナーと呼ばれるような職場でのふるまい方の基本を含めて、既に一定程度の習得がなされているケースが増加します。

精神疾患の発症時期や、これまでの職業生活の状況についても、個々の背景を視野に入れながら確認することが必要です。

ロ 日常生活の状況

職業生活の状況と同様に、日常生活の状況についても一人一人の生活背景により様々な状況があります。

社会人経験を有する精神障害者の場合には、家庭では収入の柱となる父親や母親である可能性も高いため、再就職への意欲が高い反面、一方で生活を維持するために必要な収入も生活に必要な一定程度の額が求められる傾向が見られます。その際には、病状に配慮した職務内容と体調管理に視点を置いた労働条件のバランスを取ることが重要になります。さらに前職が、長時間労働や高度な職務遂行レベルを求められるような職務だった場合には、現在の体調から検討してあえてその職務を避けた方が良い場合があります。

精神疾患の発症の時期や治療に要した期間、その間に受けた教育や職業経験に加えて、どのような生活設計や希望を抱いているのかを視野に入れて、多角的な視点から総合的に把握を行うことが重要と考えられます。

(3) 職業訓練の受講によって職業的自立を見込めるかどうか

職業的自立を見込めるか否かは、言い換えれば就職の見込みがたてられるか否かということになります。

就職の見込みをたてるにあたっては、個人の能力、希望の職業、就職希望地の産業や求人状況、通勤に必要な交通手段といった多くの構成要素があり、また変動の激しい変数ともいえる条件から構成されているため、一概に予測が立てにくいものです。そのため、効果的な就職活動が展開できるかどうかについて、次の

点について確認をしておく必要があります。

- ・ 自己の職業適性を理解していること
- ・ 職業選択に必要な程度の職業情報を持っていること
- ・ 求人情報に合わせて適切な職業選択が出来ること

十分な社会経験のない新規学卒者や長期の入院、在宅での療養が必要だった人の場合は、これまでの経験の中でこれらの素養が養われる機会が乏しく職業発達が十分ではないことも多いので、今後の職業訓練の受講によってこの3点について習得の見込みが立てられるかどうかについて検討する必要があります。

2 入校選考方法

入校選考については、様々な方法があります。

前述した、健康状態、生活状況、職業能力といった点について把握するためには後述する入校申請書類の提出に加え、最低でも学力検査、作業体験、面接は実施することが望まれます。

以下に、入校選考の実施パターンの例を示しますので参考にしてください

（参考1）【複数日の入校選考を行う場合】

●メリット

面接の機会を複数回設けることができるため、訓練希望者の緊張を和らげることができる。継続通所による疲労が確認できる。複数の職員が訓練希望者の状況を把握する機会を設けることができるため、選考場面での情報共有が容易となる。

●デメリット

時間を多く費やすため、訓練希望者、施設職員ともに負担が大きい。

第1日目 基礎学力（職業適性検査、国語、算数・数学）

第2日目～第3日目 作業能力の把握（事務系課題、現業系課題）

第4日目 作文・面接（振り返り）

（参考2）【短期間の入校選考を行う場合】

●メリット

訓練希望者の負担が少ない

●デメリット

得られる情報が少ない。特定の職員のみしか訓練受講希望者とかわりあえない。緊張が高い中での面接を行うことになる。

※2日間で実施する場合の例（事前準備：入校申請書類による書類選考）

第1日目 基礎学力（職業適性検査、国語、算数・数学）

第2日目 作業能力の把握（事務系課題、現業系課題）・面接

※1日間で実施する場合の例（事前準備：入校申請書類による書類選考）

- ・ 基礎学力、職業適性検査、面接を1日で実施

(1) 入校申請書類

イ 提出を求める必要のある情報

精神障害者の入校申請書類については、氏名や住所、希望コースや志望理由といった記載内容の一般的な入校申請書に加えて、次の資料の提出を求めることが必要と考えられます。

【入校申請時に提出を求める必要のある資料】

- ・ 社会生活状況の状況を確認する資料（図3-1）
- ・ 主治医の意見書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・ お薬手帳の写し、処方内容の説明書

社会生活の状況を確認する資料は、申請のあった精神障害者が利用している福祉施設や生活支援センターから当該者の情報を得るための資料です。普段の健康管理や日常生活の状況、支援機関の支援体制について第三者の視点から記載を依頼し客観的な情報を得ることが狙いです。さらに入校後の就職活動に際しては、記載のあった支援機関と連携して就職活動支援並びに職場への定着支援が必要となるケースがあるため、その確認のためにも入校申請の段階から、支援機関の関わりや見解といった点について確認できる資料の提出を求めると良いでしょう。

お薬手帳の写しや処方内容の説明書については、服薬状況を確認するために提出を求めます。申請書類の中にあらかじめ服薬する薬剤の記載を求める能開施設もあると思われませんが、中には、多くの薬を服用している人もいるため、記述の正確さや記載漏れを防ぐ視点から、あらかじめお薬手帳の写しや薬局で配られる処方内容の説明書の提出を求めておくとう良いでしょう。

社会生活状況確認票

現在支援をされている機関の担当の方が、できるだけ詳しく記入してください。

応募者氏名		記入年月日	平成○年 ○月 ○日
記入者氏名		所属及び職名	
所属機関住所及び電話番号	〒 ー 電話() ー		

<支援機関利用歴>

※支援機関の「区分」は医療、保健、福祉、就労支援など。利用機関が多い場合は、最近の利用状況を中心にお分かりになる範囲でご記入ください。

利用機関名	区分	支援内容	利用期間	利用頻度
			年 月～ 年 月	回/ 週
			年 月～ 年 月	回/ 週
			年 月～ 年 月	回/ 週
			年 月～ 年 月	回/ 週
			年 月～ 年 月	回/ 週

[特記事項]※最近の支援機関利用状況など

<現在の状況について>

(1)最近の活動状況 ※就労中、施設利用中、在宅など。例:「週2回4時間スーパーでアルバイトをしながら、週3日作業所に通所している」など、詳しい状況もお書きください。
(2)最近の精神面の状況 ※最近の症状、安定度、苦手とする場面などについてお書きください。
(3)生活上の配慮事項 ※不眠、受療中断、怠業、疲労感、感情コントロール、うつ状態、生活リズムの崩れなど、配慮を必要とする事項についてお書きください。

<周囲の支援状況について>

<p>主な支援者、支援機関</p> <p>※職業訓練を受けるにあたって、あるいは職業訓練修了後に、社会生活面での支援が受けられる支援者、支援機関、支援内容についてお書きください。</p>

図3-1 社会生活を確認する資料のサンプル

□ 書類選考

多くの応募があり全員の入校選考を行うことが困難な場合や、短時間での選考を行う必要性から、入校申請書類による書類選考を実施することの検討を行うこともあって考えられます。入校申請書類に基づいた書類選考は、短時間で効率的に入校選考を行うことができる反面、申請書に記入された情報のみで判断を行わなくてはならないため、実際の入校申請者の状況を正確に把握しきれない可能性があることを視野に入れることが必要となります。仮に、入校申請書類に記載されている内容が入校決定に不利益な情報であったとしても、それが真に入校否と判断するに足る内容なのかどうか、校内での検討が必要となります。単に不利益な情報の記載の有無によって結果が決められてしまう事態は避けなければなりません。

書類審査で対応できるのは、就労の可能な健康状態にあるかどうかの最低限度の確認や職業訓練を行うにあたって求められる最低限度の社会性の確認に留まるものと思われます。

<書類選考時のポイント>

- ・ 主治医の意見書の就労可能記載の有無
- ・ 健康状態から、職業訓練で規定する総訓練時間数の出席見込み
- ・ 精神症状の現在の状況
- ・ 必要な治療の継続状況

(2) 基礎学力（国語、数学、職業適性検査）

基礎学力は、生来備わった知的能力の他にどのような学校教育を受けたかによって大きく結果が異なってきます。精神障害者の基礎学力の把握に際しては、学歴やどのような学習環境にあったのかを考慮することが望ましいと思われます。

また、適性検査の結果についても、数処理や言語に関する検査項目では、どのような教育環境にあったのかによって結果が変わってきますので、評価に際しては同様に注意が必要です。

基礎学力試験問題の作成にあたっては、あくまでも職業訓練に必要な基礎学力の範囲で、平易な設問から高度な設問までバランスよく配置することが大切です。

なお、設問の内容としても知識や計算力を問う内容の設問の他、読解力や論理的な思考力を問う設問など質的なバランスを考慮する必要もあると思われます。

(3) 作業能力の把握

基礎学力の確認の他に希望する職業訓練の内容をモデルにした作業能力の把握を行っておくと、より具体的に遂行力や思考力、コミュニケーション力、受講態度など様々な観点での能力把握が可能になります。

特に対象者の職業適性と希望する訓練科ないし訓練コースとのマッチングの把握という目的を考えると、訓練内容に即した作業能力の把握を行っておくこと

は大事な意味を持ってきます。例えば、体調管理の観点から職種転換が必要なケースや、そもそも職業適性が見られなかったにもかかわらず特定の職業を志望しているようなケースでは、実際の職業訓練に近い内容を体験することはその職業への自己の適性を確認するための貴重な経験となります。

また、対象者が、入校後の職業訓練について具体的なイメージを抱きやすくなるという利点もあります。

(4) 面接

面接は、職業訓練の担当者が直接行う場合や管理者が代表して行う場合といったいくつかの方法がありますが、精神障害者を対象とした面接では病名や病状、治療歴など非常にデリケートな個人情報を取り扱うこととなりますから、そのことを十分に留意してメンバーを選考する必要があります。

また、面接を目的とした補助的な資料の提出を求めておくと、面接時間を短縮するだけでなく、資料の記述をもとにしてより具体的な内容の確認を行うことが出来るようになります。

相談相手	有・無	相談頻度（毎日、週 回、月 回、年 回） 内容（ ）
現在利用中の支援機関	有・無	名称（ ） 担当者（ ） 利用の頻度（毎日、週 回、月 回、年 回） 利用目的（就職支援、生活支援、余暇活動、その他）
精神疾患	有・無	診断名（ ）
てんかん	有・無	発作のタイプ（ ） 直近の発作（平成 年 月） / 頻度（ 回/ ヶ月）
服薬管理	可・不可	
生活リズム		起床時間（ 時 分） / 就寝時間（ 時 分） 体調（安定、ほぼ安定、たまに崩れる、よく崩れる）
家族構成		同居（ ） 別居（ ）
希望訓練内容		
希望職務		職務内容（ ） 勤務地（ ） 勤務時間（ ） 賃金（ ）
配慮を要する事項		

図3-2 面接を目的とした補助的資料のサンプル

面接時に確認を行うポイントについては、以下を参考にしてください。

＜面接時の質問ポイント＞

- ・ 入校申請書の記載内容に関する次のような具体的な情報
 - * どのような内容の勉強をしてきたか
 - * どのような内容の仕事をしてきたか
- ・ 「希望する職業訓練＝希望する職業、労働条件」の職業適性や現在の健康状態から考えた妥当性
- ・ 発病時の主な具体的な症状
- ・ 現在の主な具体的な症状
- ・ 体調が悪いときの対処法
- ・ 家族や支援者の考え

上記の内容の他、自己の障害や就職に向けての職業的課題の認識、職業訓練を希望した理由、当該訓練科を希望する理由、能開施設に対して期待する支援内容、その他就職に関する希望について確認を行うことで、訓練受講希望者のニーズをより具体的に把握することができます。

面接時の留意点としては、入校申請書に記載された情報をもとにして質問することが原則ですが、入校希望者が話したくない内容の話題やそもそも回答が困難な内容のことへの質問については、トラブルやクレームの原因ともなりますので注意が必要です。

面接を始める際には、「これから質問することについて、答えたくない内容や回答が困難な内容があれば、無理に話しをする必要がない」ことをあらかじめ説明しておく他、答えにくいデリケートな内容について何度も質問を重ねたり、念を押ししたりするような発言は決して行わないようにしましょう。

なお、入校希望者から質問や何らかの回答を求められた場合には、出来るだけ誠実な対応に努めると、それをきっかけに信頼を得てより具体的に有益な情報を得ることにつながります。

(5) 家族や主治医への問い合わせ

家族や主治医といった入校希望者の支援者へ、それぞれの立場で就職についての考え方、普段の生活や健康状態といった内容について問い合わせを行う際には、入校希望者にあらかじめ書面で了解を得ておく必要があります。

イ 家族

入校希望者に最も身近で、より具体的な情報を持っているのは家族です。

家族の精神疾患への理解が不足していると、治療がスムーズに受けられず、家族自体がストレスの原因になることもあります。

このため必要に応じて入校希望者の職業訓練の受講や就職活動について家族がどのように考えているのか、特に現在の病状やこれまでの治療歴から考え

て職業訓練の精神的、体力的なストレスに抗していくことが出来るのかについて、あらかじめ確認をしておくといいでしょう。

また、訓練受講や就職活動に際して、体調不良をきたす可能性も想定されるため、そういった場合の家庭からの支援についてあらかじめ協力を要請しておくことは、入校後の円滑な支援に重要となります。

ロ 医療機関

医療機関からの情報については、主治医の意見書や健康診断書をもとにして、基本的な健康状態や現在の状況について確認を行うこととなります。しかし、それらの内容のみでは判断が困難な場合は、主治医などの医療機関へ問い合わせが必要となります。

また、医療機関に設置されている精神科デイケアを利用している場合には、デイケアでの活動状況や体調管理について具体的な情報を医療ソーシャルワーカーや作業療法士などから得ることも出来ますから、入校後の連携のためにも連絡を取っておくと良いでしょう。

病院にとっては患者の個人情報の取扱いになるため、情報提供に際して文書による依頼と回答を原則としている医療機関も多く注意が必要です。

ハ 地域の福祉施設などの支援機関

地域の福祉施設の支援者は、家族に次いで具体的な情報を持っていることが多い支援機関です。相談支援やグループ活動をとおして入校希望者の普段の生活状況について具体的に把握していることが多いので、必要に応じて問い合わせると良いでしょう。

また、特に単身生活者といった生活支援が必要な場合には、障害者就業・生活支援センターや地域活動支援センターなどの地域の福祉施設とは、頻繁な連携支援が必要になる場合もありますので、あらかじめ連絡をしておくといいでしょう。